

審査メモ

I 経済構造実態調査の変更

令和4年度以降に実施する経済構造実態調査について、調査計画における「調査の目的」、「調査対象の範囲」、「報告を求める個人又は法人その他の団体」、「報告を求める事項」等を、以下のとおり変更することを計画している。

1 甲調査（産業横断調査）の変更（全産業化、令和3年経済センサス-活動調査での取扱い等を踏まえた調査事項の廃止・充実）

「諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について」（平成30年8月28日付け統計委第8号。以下「前回答申」という。）において、今後の課題として、「SUT体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること」が求められている。

本件申請では、これに基づき、以下のとおり調査計画を変更することとしている。

(1) 調査の目的

(変更点)

- 甲調査の調査対象に日本標準産業分類「大分類A－農業、林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D－建設業」を追加することに伴い、調査の目的を変更

(審査状況)

ア 本件申請では、甲調査の調査対象の範囲に日本標準産業分類「大分類A－農業、林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D－建設業」を追加し、全産業化することに伴い、表1のとおり調査の目的を変更することとしている。

表1 調査の目的の変更

項目	現行計画	変更案
2 調査の目的	本調査は、 <u>製造業及びサービス産業</u> の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。	本調査は、 <u>全ての産業</u> の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

なお、調査の目的の変更については調査対象の範囲の変更に伴うものであり、後記(2)において審議することから、調査対象の変更が認められた場合に、改めて、調査の目的の変更の是非の結論について確認する。

(2) 調査対象の範囲の変更

(変更点)

- ・ 甲調査の調査対象に日本標準産業分類「大分類A－農業，林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業」、「大分類D－建設業」（以下「産業分類A～D」という。）を追加し、全産業化する。
- ・ 甲調査の調査名を「産業横断調査」に変更する。

(審査状況)

ア これまで、本調査の甲調査では個人経営の企業及び産業分類A～Dの産業に属する企業を除くおおむね全ての産業分野の企業を調査対象としていたが、本件申請では、表2のとおり、産業分類A～Dを追加し、全産業化するとともに、甲調査の名称を「産業横断調査」に変更することとしている。

イ また、産業分類A～Dに係る調査対象の属性的範囲は、従来の調査対象の産業と同様に、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、各分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を対象とすることとしている。

表2 産業横断調査の調査対象の範囲の見直し

項目	現行計画	変更案
3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲	<p>【甲調査】 日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。 ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。</p> <p>① 「大分類A－農業，林業」 ② 「大分類B－漁業」 ③ 「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業」 ④ 「大分類D－建設業」 ⑤ 「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。） ⑥ 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」 ⑦ 「大分類S－公務」</p>	<p>【産業横断調査】 日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。 ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。</p> <p>① 「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。） ② 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」 ③ 「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」</p>

ウ これについては、前回答申において、「SUT体系への移行に当たって重要となる

基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること」とされたことを踏まえたものであり、おおむね適当と考える。

(3) 報告を求める個人又は法人その他の団体

(変更点)

- 産業横断調査の調査対象に日本標準産業分類「大分類A－農業，林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業」、「大分類D－建設業」を追加することに伴い、報告者数を変更する。

(審査状況)

ア 本件申請では、表3のとおり、甲調査（産業横断調査）の調査対象の範囲の変更に伴い、報告者数を変更することとしている。

表3 報告を求める個人又は法人その他の団体の変更

項目	現行計画	変更案
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数	【甲調査】 約20万企業	【産業横断調査】 約27万企業

(注) 項目名は変更後の様式に合わせた。

イ これについては、前述(2)の調査対象の範囲に基づき、試算した結果、現行計画の報告者数約20万企業に、追加する産業に係る企業約7万企業を上乗せし、約27万企業とするものであり、適当と考える（調査対象数の内訳は、表4のとおり。）。

表4 追加する産業分類別の調査対象数

日本標準産業分類	企業数
大分類A－農業，林業	約 6,500
大分類B－漁業	約 800
大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業	約 350
大分類D－建設業	約 62,000
合計	約 70,000

ただし、これらに当たっては、以下の点を確認する必要がある。

(論点)

- 本調査の甲調査を「産業横断調査」と名称変更する予定であるが、企業について報告を求める調査であることについて、誤解が生じる名称となっていないか（新設する予定の「製造業事業所調査」は、事業所対象の調査であることが名称から明らかとなっている。）。
- 今回追加する産業分類A～Dに係る調査対象の属性的範囲について、従来の調査対象の産業と同様に売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業とすることは適当か。

(4) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(変更点)

- ・ 令和3年経済センサス - 活動調査の調査事項の変更に合わせて変更する。
- ・ 中間年における事業所母集団情報を更新できるようにする観点から調査事項を追加する一方で、報告者負担の軽減のため、一部の調査事項を精査し、削除する。
- ・ 産業横断調査の調査対象に追加する産業分類A～Dの企業に対する調査事項は最低限とし、①産業分類A～Dに係る詳細な事業活動別売上の設定は行わず、②追加する産業分類A～Dの企業については、事業活動別の費用構造を調査しない。

(審査状況)

ア 本件申請では、表5のとおり、甲調査（産業横断調査）において、令和3年経済センサス - 活動調査の変更に合わせて、

- ① 企業の事業活動の内容及び活動別の売上（収入）金額において、サービス業については生産物分類を導入するとともに、把握する区分数を、現在の6欄から15欄に拡大
- ② 商業を副業として営んでいる場合も含め、「商品売上原価」を新たに追加して把握（商業が主業の企業においては、「年初商品手持額」及び「年末商品手持額」も把握）
- ③ 支払利息等、電子商取引の有無及び割合については、廃止する。

イ また、中間年における事業所母集団情報を更新する観点から、「⑩企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数」及び「⑪企業傘下の新設事業所の開設時期」を追加することとしている。これらの調査事項が追加されることによる報告者負担を軽減するため、調査事項を精査し、記入値の変動が少ない「売場面積」及び調査対象外事業所の推計が困難である「卸売販売額の販売先割合（本支店間移動の割合）」は削除することとしている。

ウ さらに、調査票のレイアウトを変更し、「事業区別の費用の割合」の事業区分は、事業内容及び内容例示の一覧の中から主な事業内容別の費用構造を調査しつつ、さらにそれを詳細な事業活動区分に分けた形で集計してきたが、サービス業においては売上高を事業活動別から生産物分類別に変更することから、事業活動別区分で費用構造が調査できる形に変更することとしている。

表5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

項目	現行計画	変更案
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	【甲調査】 ① 名称及び所在地 ② 経営組織 ③ 資本金等の額 ④ 消費税の税込み記入・税抜き	【産業横断調査】 ① 名称、所在地及び法人番号 ② 経営組織 ③ 資本金等の額 ④ 消費税の税込み記入・税抜き

項目	現行計画	変更案
(1) 報告を求 める事項	<p>記入の別</p> <p>⑤ <u>売上（収入）金額及び年間商品販売額</u> *</p> <p>⑥ <u>費用総額及び費用の主要項目別金額</u> *</p> <p>⑦ <u>企業全体の主な事業の内容</u></p> <p>⑧ <u>事業活動の内容</u></p> <p>⑨ <u>事業活動別の売上（収入）金額</u> *</p> <p>⑩ <u>電子商取引の有無及び割合</u></p> <p>⑪ <u>年初及び年末商品手持額</u></p> <p>⑫ <u>年間商品仕入額</u> *</p> <p>⑬ <u>事業区分別の費用割合</u> *</p> <p>⑭ <u>総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は別添3を参照）</u> *</p> <p><small>（注1）調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。</small></p> <p>⑮ <u>企業傘下の事業所の名称及び所在地</u></p> <p>⑯ <u>企業傘下の事業所の主な事業活動</u></p> <p>⑰ <u>企業傘下の事業所の売上高</u> *</p> <p>⑱ <u>企業傘下の事業所の年間商品販売額</u> *</p> <p>⑲ <u>企業傘下の事業所の売場面積</u></p> <p>⑳ <u>企業傘下の事業所の卸売販売額に占める本支店間移動の割合</u> *</p> <p>ただし、⑪及び⑫については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する企業についてのみ報告を求めるとし、⑱、⑲及び⑳については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めるとする。 また、⑬及び⑭については、「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企</p>	<p>記入の別</p> <p>⑤ <u>売上（収入）金額</u> *</p> <p>⑥ <u>費用総額及び費用の主要項目別金額</u> *</p> <p>⑦ <u>企業全体の主な事業の内容</u></p> <p>⑧ <u>事業活動、生産物の種類</u></p> <p>⑨ <u>事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額</u> *</p> <p>⑩ <u>年間商品販売額及び商品売上原価</u> *</p> <p>⑪ <u>年初及び年末商品手持額</u> ○ ◎</p> <p>⑫ <u>事業区分別の費用割合</u> *</p> <p>⑬ <u>総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は別添2を参照）</u> *</p> <p><small>（注1）調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。</small></p> <p>⑭ <u>企業傘下の事業所の名称及び所在地</u></p> <p>⑮ <u>企業傘下の事業所の主な事業活動</u></p> <p>⑯ <u>企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数</u></p> <p>⑰ <u>企業傘下の事業所の売上（収入）金額</u> *</p> <p>⑱ <u>企業傘下の事業所の年間商品販売額</u> *</p> <p>⑲ <u>企業傘下の新設事業所の開設時期</u></p> <p>ただし、⑪については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する企業についてのみ報告を求めるとし、⑱については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めるとする。 また、⑫及び⑬については、「大分類A－農業，林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業」、「大分類D－建設業」及び「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から</p>

項目	現行計画	変更案
	業のみから報告を求め、 <u>⑮、⑯、⑰、⑱、⑲及び⑳</u> については、「大分類E－製造業」に属する企業を除き、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから報告を求めることとする。	累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、 <u>⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲</u> については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、 <u>製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとする。</u> 〔集計しない事項の有無〕 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> (略)
(2) 基準となる期日又は期間	経済センサス-活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。	経済センサス-活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。 <u>また、「○」は前年の年初（1月1日現在）、「◎」は年末（12月31日現在）によって行う。</u>

エ なお、調査計画の様式変更に伴い、集計しない事項の有無が明記される。

調査事項のうち、①の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、④消費税の税込み記入・税抜き記入の別及び⑫事業区分別の費用割合は、集計の過程で補助的に用いる事項であり、従来集計は行ってない。

また、新たに調査事項に追加する⑩企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数及び⑪企業傘下の新設事業所の開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

オ また、今回新たに追加される産業分類A～Dの企業すべてに対する調査事項は、必要最低限とすることとして、①～⑨のみとするとともに、⑩は、副業で商業を営んでいる場合に調査対象とし、⑭～⑲は、他の産業分類と同様、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとしている。

カ また、⑨事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額については、従来の調査対象に対しては、おおむね日本標準産業分類の小分類に相当する区分によって把握し

ているが、産業分類A～Dに係る詳細な事業活動別売上の設定は行わず、大・中分類に相当する区分で把握することとしている。

キ これらについては、おおむね適当と考えられる。

また、産業分類A～Dに対する調査事項は、前回答申の今後の課題で示された方向性を踏まえたものであり、適当と考える。

ただし、以下の点について確認する必要がある。

(論点)

- a 調査事項の廃止による利活用上の支障は生じないか。追加する調査事項は実態を適切に把握するものになっているか。
- b 新たに調査対象の範囲に追加された産業に対する調査事項は実態を適切に把握する観点から適当か。新たに調査対象の範囲に追加された産業に対する回答率の確保のために報告者負担の軽減方策等は取られているか。

2 製造業事業所調査の新設

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、「中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討（以下略）」を行うこととされており、本件申請では、これに基づき、工業統計調査を包摂し、「製造業事業所調査」を新設することとしている。

また、前回答申において、「製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の一つとして、双方の母集団名簿が異なること（前者は母集団DB、後者は独自名簿を使用）が考えられる。このため、工業調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団DBの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討すること。」とされている。

これらの課題を踏まえ、本件申請により、以下の変更を行う。

(1) 調査対象の範囲の変更

(変更点)

- 製造業事業所調査を新設し、日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所（個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く）を調査対象とする。

(審査状況)

ア 本件申請では、表6のとおり、製造業事業所調査を新設し、調査対象の属性範囲を「日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。」としている。

表6 調査対象の範囲（製造業事業所調査）

項目	工業統計調査（現行）	経済構造実態調査の変更案
3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲	工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）について行う。 <u>工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。</u>	【製造業事業所調査】 日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に

項目	工業統計調査（現行）	経済構造実態調査の変更案
	<p>工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、<u>甲調査は従業者30人以上の事業所</u>（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、<u>乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所</u>（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）について行う。</p>	<p><u>含まれる事業所。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。</u></p>

（注） 下線は、事務局が追記した。

イ 工業統計調査の調査対象の属性的範囲は、標準産業分類に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）であるが、そのうち、甲調査として従業者30人以上の事業所約6万事業所、乙調査として従業者4人以上29人以下の事業所24万5千事業所の計約30万5千事業所（経済センサス - 活動調査結果を基に試算）を対象としている。工業統計調査の母集団情報（準備調査名簿）に基づく調査対象数（従業者4人以上）は約20万3千事業所となっている。

一方、経済構造実態調査の母集団情報として利用している事業所母集団データベースでは、約27万6千事業所が該当し、調査対象数が大きい。

ウ これについては、工業統計調査と同様に従業者数での裾切りを行った場合、母集団名簿の変更に伴い、調査対象数の増加が見込まれる。

しかしながら、調査対象の裾切りについて、工業統計調査の従業員規模を用いた方法から、基準年である経済センサス - 活動調査結果の産業分類別の出荷額を用いた方法に変更することを計画している。調査実施者は、これにより、前回調査より少ない報告者数で調査結果の概略について把握することが可能となるとしている。

これについては、予算的制約や調査実施可能性も踏まえると、おおむね適切と考えられる。

ただし、以下の点を確認する必要がある。

（論点）

- a 試算結果等の数値的な根拠を含め、製造業事業所調査の調査対象の属性的範囲の設定及び選定方法は適切か。
- b これらの変更により結果の時系列、地域別表章への影響はないか。

(2) 報告を求める個人又は法人その他の団体

(変更点)

- ・ 製造業事業所調査の調査対象の範囲に基づき、報告者数を記載する。
- ・ 工業統計調査においては準備調査に基づく独自の名簿を母集団名簿としていたが、製造業事業所調査においては事業所母集団データベースを母集団名簿とする。

(審査状況)

ア 本件申請では、表7のとおり、製造業事業所調査の新設に伴い、報告者数、報告者の選定方法を追加することとしている。

また、製造業事業所調査の新設に伴い、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者を報告義務者に追加することとしている。

表7 報告を求める個人又は法人その他の団体の変更（製造業事業所調査）

項目	工業統計調査（現行）	経済構造実態調査の変更案
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数	甲調査：約60,000事業所 乙調査：約245,000事業所 なお、調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約500,000事業所。	【製造業事業所調査】 約12万2千事業所
(2) 報告者の選定方法	(<input checked="" type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出) 母集団名簿： <u>準備調査の結果に基づいて作成された工業統計調査名簿</u>	【製造業事業所調査】(<input checked="" type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出(<input type="checkbox"/> 全数階層あり) <input type="checkbox"/> 有意抽出) 母集団名簿： <u>事業所母集団データベース</u>
(3) 報告義務者	<u>工業統計調査の報告者となる事業所の管理責任者</u>	産業横断調査の調査対象企業の管理責任者、 <u>製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者</u>

(注) 1 項目名は、変更後の様式に合わせた。

2 下線及び※は、事務局が追記した。

イ このうち、報告者の選定方法については、工業統計調査においては、実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行い、準備調査の結果に基づいて作成された工業統計調査名簿を母集団名簿として使用していたが、製造業事業所調査においては、事業所母集団データベースを使用することとしている。

ウ これらについては、前回答申の今後の課題で示された方向性を踏まえたものであり、適当と考える。

(3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(変更点)

- ・ 製造業事業所調査の調査事項は、工業統計調査の調査事項を基本的に維持する。

(審査状況)

ア 本件申請では、表8のとおり、製造業事業所調査の新設に伴い、報告を求める事項を追加することとしている。工業統計調査からの変更点は、項目の記載順序を除き、下線のとおりである。

表8 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間（製造業事業所調査）

項目	工業統計調査（現行）	経済構造実態調査の変更案
5 報告を求め る事項及びその 基準となる 期日又は期間 (1) 報告を求 める事項	1) 甲調査 ① 事業所の名称及び所在地 ② <u>本社又は本店の名称及び所在地</u> ③ <u>他事業所（国内）の有無</u> ④ 経営組織 ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に 限る） ⑥ 従業者数 ⑦ <u>現金給与総額</u> ⑧ <u>⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の消費税の経 理処理の状況</u> ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委 託生産費、製造等に関連する外注 費及び転売した商品の仕入額 ⑩ 有形固定資産 ⑪ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の 価額及び原材料、燃料の在庫額 ⑫ 製造品の出荷額、在庫額等 ⑬ 品目別製造品出荷額、加工賃収 入額及びその他収入額の合計金額 ⑭ 主要原材料名 ⑮ 作業工程 ⑯ 製造品出荷額等に占める直接輸 出額の割合 ⑰ 工業用地及び工業用水 2) 乙調査 (略) ※ 甲調査の調査事項のうち、⑩、⑪ 及び⑰は調査事項に含まれず。	【製造業事業所調査】 ① <u>事業所の名称、所在地及び法人番 号</u> ② 経営組織 ③ 資本金額又は出資金額（会社に 限る） ④ 従業者数 ⑤ <u>消費税の税込み記入・税抜き記入 の別</u> ⑥ <u>人件費及び人材派遣会社への支 払額 *</u> ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委 託生産費、製造等に関連する外注費 及び転売した商品の仕入額 * ⑧ 有形固定資産 * ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の 価額及び原材料、燃料の在庫額 ○ ◎ ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 *（品 目別製造品在庫額除く）、◎（品目 別製造品在庫額） ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収 入額及びその他収入額の合計金額 * ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸 出額の割合 * ⑬ 主要原材料名 ⑭ 工業用地及び工業用水 ⑮ 作業工程 ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩の うち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び ⑭については、従業者30人以上の事業 所についてのみ報告を求めることと する。 [集計しない事項の有無] 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> (略)
(2) 基準とな る期日又は期	経済センサス - 活動調査実施年を	経済センサス - 活動調査実施年を

項目	工業統計調査（現行）	経済構造実態調査の変更案
間	除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の1)⑦、⑨、⑩、⑫(品目別製造品在庫額を除く)、⑬、⑯及び2)⑦、⑨、⑩、⑪、⑫は、前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。 また、5の(1)の1)⑪は、前年の年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)、5の(1)の1)⑫(品目別製造品在庫額)は、年末(12月31日現在)によって行う。	除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。また、「○」は前年の年初(1月1日現在)、「◎」は年末(12月31日現在)によって行う。

(注) 1 項目名は、変更後の様式に合わせた。

2 下線は、事務局が追記した。

イ なお、調査事項のうち、①の事業所の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

また、⑤消費税の税込み記入・税抜き記入の別、⑫製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、⑬主要原材料名及び⑮作業工程は、集計の過程で補助的に用いる事項であり、集計は行わない。これらについては、工業統計調査と同様の取扱いである。

ウ これらについては、用語及び調査事項の順序の変更といった形式的な変更であり、実質的には工業統計調査の調査事項を維持しており、利活用上の支障が生じないと考えられることから、適当と考える。

ただし、以下の点を確認する必要がある。

(論点)

○ 工業統計調査の調査事項と比較して、製造業事業所調査の調査事項は適当か、利活用上の支障はないか。

(4) 報告を求めるために用いる方法

(変更点)

- ・ 製造業事業所調査は、調査員調査を行わず、郵送又はオンライン調査によるものとする。

(審査状況)

ア 表9のとおり、工業統計調査では調査員調査、郵送調査及びオンライン調査により行っていたが、本件申請では、製造業事業所調査の調査方法は、郵送又はオンライン調査によるものとするとしている。

なお、本調査における「調査実施事業者に委託する主な業務内容」の記載内容に、調査方法に関する業務以外の記載があったことを踏まえ、形式的に修正している。

表9 報告を求めるために用いる方法（製造業事業所調査）

項目	工業統計調査（現行）	経済構造実態調査の変更案
6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査系統	<p>① 調査員調査（報告者は、i）前回調査で乙調査の対象であった単独事業所（単独事業所には、本所若しくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。ただし、前回調査以前に郵送調査で実施したものを除く。）及びii）新たに調査対象となる事業所） 配布：総務省及び経済産業省一都道府県一市町村（注）一統計調査員一報告者 回収：報告者一民間事業者一総務省及び経済産業省 （注）市には特別区を含む。以下同じ。</p> <p>② 郵送調査（報告者は、上記①以外の調査対象の事業所） 配布及び回収：総務省及び経済産業省一民間事業者一報告者</p>	<p>総務省・経済産業省一調査実施事業者一報告者</p>
(2) 調査方法	<p>■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他</p> <p>1) 準備調査（略） 2) 調査員調査 統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の調査員調査の報告者に対し、調査票を配布（注）し、民間事業者が回収する方法により行う。</p>	<p>■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム ■独自のシステム（政府統計オンラインサポートシステム：政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム） □電子メール） □調査員調査 □その他（ ）</p> <p>〔調査方法の概要〕 調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。 ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告</p>

項目	工業統計調査（現行）	経済構造実態調査の変更案
	<p>ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告者に係る報告内容を入力する。</p> <p>（注）訪問による対面の配布を原則とする。災害等に起因し、それが困難な場合は、郵送等による配布も可とする。</p> <p>3) 郵送調査</p> <p>総務省及び経済産業省が業務を委託した民間事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。</p> <p>ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告者に係る報告内容を入力する。</p>	<p>者に係る報告内容を入力する。</p> <p><調査実施事業者に委託する主な業務内容></p> <p>報告者への調査関係書類の配布、調査票の回収、督促、疑義照会等</p>

(注) 1 項目名は、変更後の様式に合わせた。

2 下線は、事務局が追記した。

ウ これについては、産業横断調査と同様の調査方法に変更するものであり、おおむね適当と考える。

ただし、以下の点を確認する必要がある。

(論点)

- 調査方法について、調査員調査から郵送調査及びオンライン調査とすることによる回収率等への影響がないような対応を図るのか。

(5) 集計事項及び公表の期日

(変更点)

- ・ 製造業事業所調査の集計事項は、工業統計調査の調査事項を基本的に維持する。
- ・ 公表時期は工業統計調査の確報が調査実施翌年8月中旬頃公表されていたところ、経済構造実態調査の二次公表（調査実施年翌年の7月末まで）に合わせて公表することで早期化する。
- ・ 市区町村別結果等については参考表として特別集計する。

(審査状況)

ア 本件申請では、製造業事業所調査の新設に伴い、工業統計調査の集計事項を基本的には維持した集計事項を追加することとしている。

イ また、製造業事業所調査の集計結果については、表10のとおり、経済構造実態調査の二次公表（調査実施年翌年の7月末まで）に合わせて公表するとしている。

工業統計調査の集計結果は、

- ・ 速報：調査実施翌年の3月末まで
- ・ 概要版：調査実施翌年の5月末まで
- ・ 確報：調査実施翌年の12月末まで（実績としては、調査実施翌年8月中旬頃）により公表されていたが、推計結果は調査結果を確定した上で実施することが望ましいため、確報のみの公表としつつ、約1か月程度早期化するとしている。

表10 調査結果の公表及び期日（製造業事業所調査）

項目	工業統計調査（現行）	経済構造実態調査の変更案
9 調査結果の公表及び期日 (2) 公表の期日	速報：調査実施翌年の3月末まで 概要版：調査実施翌年の5月末まで 確報：調査実施翌年の12月末まで ※ 確報の公表実績としては、 <u>調査実施翌年8月中旬頃</u>	一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表 二次公表： <u>調査実施年翌年の7月末までに公表</u> 三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表 ※ <u>製造業事業所調査の集計結果については確報のみとし、二次公表時に公表。</u>

- (注) 1 項目名は、変更後の様式に合わせた。
 2 調査計画の概要を記載している。
 3 下線及び※は、事務局が追記した。

ウ また、工業統計調査においては、市区町村別結果等の詳細集計や個人経営事業所を含めた集計（産業横断的集計）について公表していたが、これらについて、製造業事業所調査においては、調査計画上の集計事項としていないものの、レジスター統計での公表や、必要に応じて参考表として特別集計することを検討するとしている。

エ これらについては、おおむね適当と考える。

ただし、以下の点を確認する必要がある。

(論点)

- 工業統計調査の速報及び概要版の公表に相当する公表を取りやめることとしているが、集計事項及び公表期日は適当か。また、集計事項を変更することにより地方公共団体等利用者の利活用上の支障はないか。

3 乙調査の見直し

(変更点)

- ・ 乙調査を廃止する。

(審査状況)

ア 乙調査については、旧特定サービス産業実態調査の調査対象であった特定のサービス産業に属する企業又は事業所約4千企業及び約4万8千事業所を対象に、特定のサービス産業に関する特性事項を調査するものである。

イ 「諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について」(平成30年8月28日付け統計委第8号。以下「前回答申」という。)において、今後の課題として、「中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること」が求められている。

ウ これに基づき、乙調査の位置づけについて検討を行った結果、①甲調査という産業横断的な統計整備が進展する中、経済産業省における有用性は低下していること、②調査事項の細かさから記入者負担が大きく、未回答、修正の増加による精度確保の問題があること等から、乙調査は、廃止する計画である。他方で、国民経済計算の推計に利用されている項目があることから、必要な情報を提供する方策として、令和3年経済センサス-活動調査における生産物分類を分割して、より詳細な売上高内訳を把握する対応を取ることとしている。

エ 本件申請では、乙調査の廃止に伴い、調査計画のうち、乙調査に該当する箇所を削除することとしている。

また、表11のとおり、現行計画では、乙調査のうち事業所を対象とする調査の報告義務者として、事業所の管理責任者が記載されているが、乙調査の廃止により、事業所の管理責任者を報告義務者から削除することになるが、前記2(2)のとおり、製造業事業所調査の新設に伴い、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者を報告義務者に追加することとしている。

表11 乙調査の廃止に伴う調査計画の変更

項目	現行計画	変更案
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (3) 報告義務者	報告者となる企業又は事業所の管理責任者	産業横断調査の調査対象企業の管理責任者、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者

(注) 項目名は、変更後の様式に合わせた。

オ 産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する特性事項の把握に特化した乙調査を廃止することは、おおむね適切と考

える。

しかしながら、国民経済計算の推計をはじめとした利活用の支障が生じないか確認するとともに、支障が生じる場合、どのような代替措置が採られているか確認する必要がある。

(論点)

- a 乙調査はどのような利活用がされてきたか。
- b 国民経済計算の推計をはじめとした利活用に支障が生じないよう、どのような代替措置が採られているか。

4 基本計画、前回答申における今後の課題への対応状況

(1) 基本計画への対応状況

基本計画における経済構造実態調査に関する検討課題及び対応状況は、表12のとおりとなっている。

表12 基本計画「別表今後5年間に講ずる具体的施策」（抜粋）への対応状況

項目	具体的方策	担当府省	実施時期	対応状況
1 国民 経済計 算を軸 とした 横断的・ 体系的 な経済 統計の 整備推 進 (2) 経済 構造統 計を中 心とし た経済 統計の 体系的 整備の 推進等	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。	総務省、経済産業省	令和元年度（2019年度）から実施する。	実施済
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、経済産業省	令和元年度（2019年度）から同時実施し、令和4年（2022年）調査の企画時までには結論を得る。	今回申請により対応 →前記 2参照
	◎ 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサス - 基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。	総務省、経済産業省	令和2年度（2020年度）から実施する。	実施・ 検討予 定
	◎ 令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和4年（2022年）調査の企画時までには一定の結論を得る。	今回申請により対応 →前記 1参照
○ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。	実施・ 検討予 定	

(2) 前回答申における今後の課題への対応状況

前回答申において、経済構造実態調査については、以下の検討課題が指摘されている。

1 諮問事項に関連する横断的な課題

(1) 経済統計の体系的整備に向けた一層の取組推進

経済構造実態調査が、活動調査の中間年における経済構造統計の中核として、我が国における企業の活動実態の概要を毎年把握するようになることに伴い、統計委員会を中心とする関係府省は、企業を対象に経理情報や活動内容等を把握することを目的に行われている他の基幹統計調査との役割分担・重複排除について、着実に検討を進めること。その際、活動調査や経済構造実態調査が対象としている「暦年」による経済活動等の把握と、その他の統計調査が対象としている「年度」による経済活動の把握との関係整理にも留意すること。

なお、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、サービス産業を対象とする月次調査の統合・再編について、検討を加速すること。また、SUT体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること。

(2) 統計調査の結果提供に当たっての情報の充実

政府統計においては、特に重要な統計を、「基幹統計」として位置づけ、基幹統計の作成手段である統計調査を「基幹統計調査」として扱っている。しかし、両者の関係についての理解は進んでいないと考えられる。

とりわけ、今回審議した「経済構造統計」（基幹統計）にあっては、基準年について活動調査（基幹統計調査）により作成し、中間年について経済構造実態調査など複数の基幹統計調査により作成される状況にあり、基幹統計と基幹統計調査の関係について、利用者への分かりやすい情報提供がより一層必要になっている。

については、統計委員会が関係府省の協力を得て、基幹統計と基幹統計調査との関係について一般への理解を広める方策について検討するとともに、基幹統計調査の実施者においては、統計調査の結果公表に当たり、基幹統計との関係を含む統計調査の意義や利活用上の留意点等、国民に対して分かりやすい情報提供となるよう努めること。

2 諮問された統計調査に係る課題

(2) 経済構造実態調査

① 平成33年(2021年)経済センサスー活動調査における「電子商取引の有無及び割合」の把握に関する検討状況を踏まえつつ、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定について、平成34年度(2022年度)調査の計画の策定時期までに抜本的な見直しを検討すること。

② SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年(2022年)以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討すること。

③ 中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること。

(注) 下線は、事務局が付した。

ア 1 (1) の「SUT体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討」については、前記1 (2)に係る審議の中で確認することとしたい。

イ 1 (2) 統計調査の結果提供に当たっての情報の充実については、結果の公表に当たっては、経済構造実態調査を基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査として実施すること及び活動調査の中間年の実態を把握することを目的として実施することをホームページに掲載しており、おおむね対応されていると考える。

ウ 2 (2) ①については、前記1 (4)に係る審議の中で確認することとしたい。

エ 2 (2) ②については、前記1 (4)に係る審議の中で確認することとしたい。

オ 2 (2) ③については、前記3に係る審議の中で確認することとしたい。

Ⅱ 工業統計調査の中止

1 今回の申請内容

- 工業統計調査を経済構造実態調査へ包摂することに伴い、工業統計調査を中止する。

(審査状況)

前記Ⅰの2のとおり、工業統計調査は、経済構造実態調査のうち製造業事業所調査として包摂することを予定している。これによって、単独の調査として存続する必要がないと考えられることから、工業統計調査の中止（実態上は廃止）は適当であると考ええる。

2 基本計画及び前回答申における今後の課題への対応状況

(1) 基本計画への対応状況

基本計画において、工業統計調査については、以下のとおり、経済構造統計調査への包摂に向けた検討を行うよう指摘されている。

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

- (ウ) 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討や、事業所母集団データベースに格納される建設工事施工統計調査（基幹統計調査）結果等における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを集計したデータ活用を検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、 経済産業省	令和元年度（2019年度）から同時実施し、令和4年（2022年）調査の企画時まで結論を得る。

これについては、前記Ⅰの2の審議の中で確認することとしたい。

(2) 前回答申における今後の課題への対応状況

前回答申において、工業統計調査については、以下の課題が指摘されている。

(3) 工業統計調査

- ① 平成 32 年（2020 年）における工業調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、地方公共団体における工業調査の事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成 32 年（2020 年）の工業調査の企画時期までに結論を得ること。
- ② 製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の一つとして、双方の母集団名簿が異なること（前者は母集団DB、後者は独自名簿を使用）が考えられる。このため、工業調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団DBの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討すること。

このうち、①の工業調査と国勢調査との業務輻輳への対応については、令和 2 年（2020 年）工業統計調査において、地方公共団体における事務負担を軽減するため、地方公共団体が担当する調査員調査の回収業務を郵送回収として実施しており、適切な対応がなされたものとする。

また、②については、経済構造実態調査への包摂により、前記 I の 2（2）の審議の中で確認することとしたい。

以上